

「改訂版 不正競争防止の法実務」(三協法規出版) 掲載

弁護士 井奈波 朋子

第3編 救済：不正競争防止の手段

6 不正競争防止法2条1項10号及び11号所定の「技術的制限手段に対する不正競争」  
(著作権法との対比)

不正競争防止法2条1項第10号及び11号は、技術的制限手段に係る不正行為を規制する。同10号及び11号は、平成11年改正法により新設され、同年10月1日から施行された。平成23年改正法(平成23年12月1施行)では、規制対象装置等の範囲が拡大されるとともに、技術的制限手段回避措置等の提供行為に対し刑事罰(21条2項4号、22条)が導入され、技術的制限手段に係る規律が強化された。

他方、著作権法においても、平成11年改正法により、技術的保護手段の回避行為に関する規定が設けられた。

不正競争防止法の技術的制限手段に関する規制と著作権法の技術的保護手段に関する規制とは、目的においてどのように異なるのか。また、両者間にはどのような異同があり、それぞれいかなる行為を規制しているのか。

1 規制の目的

(1) 不正競争防止法における技術的制限手段

不正競争防止法2条1項10号および11号は、コンテンツ提供事業者間の競争秩序を維持するため、管理技術の無効化機能を有する機器やプログラムの提供を不正競争行為として規制するものである。すなわち、コンテンツ提供事業者は、コンテンツを保護するためコピー管理技術やアクセス管理技術を導入しているが、それを無効化する機器やプログラムが提供されれば、コンテンツ事業者はこれに対処するために、さらなる労力・資金を投入せざるを得ない。このような事態を回避し、コンテンツ提供事業者の存立を確保し、事業者間の競争秩序を維持することが、不正競争防止法による技術的制限手段の規制の目的である。

(2) 著作権法における技術的保護手段

著作権法は著作権者等の保護を目的とし、著作権者等でないコンテンツ提供事業者を保護するものではない。すなわち、技術的保護手段は、著作権者等の利益を著しく害する複製を未然に防ぐ効果的な手段であるが、この場合に、技術的保護手段の回避行為を放置すれば、著作権保護の実効性が損なわれ、著作権者等は著作物等の供給を躊躇する結果となる。そこで、著作権法は、著作権保護の実効性を確保するため、著

作権の例外となる私的複製から技術的保護手段の回避を知らずに行う私的複製を除外し、技術的保護手段の回避装置またはプログラムの複製物の譲渡行為等に対して刑事罰を科す。

## 2 規制対象（技術的制限手段と技術的保護手段）

不正競争防止法 2 条 7 項に定義される技術的制限手段と、著作権法 2 条 1 項 20 号に定義される技術的保護手段との異同は、以下に示すとおりである。

技術的制限手段		技術的保護手段	
電磁的方法により、		電磁的方法により、	
①映像・音の視聴、②プログラムの実行、 ③映像・音・プログラムの記録を制限する手段であって、		著作権者人格権・著作権・実演家人格権・著作隣接権を侵害する行為の防止又は抑止をする手段であって	
視聴等機器が特定の反応をする信号を映像・音・プログラムとともに	視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像・音・プログラムを変換して、	著作物・実演・レコード・放送・有線放送の利用に際し、 機器が特定の反応をする信号を著作物・実演・レコード・放送・有線放送に係る音・映像とともに	機器が特定の変換を必要とするよう著作物・実演・レコード・放送・有線放送に係る音・映像を変換して
記録媒体に記録する方式によるもの	送信する方式によるもの	記録媒体に記録する方式によるもの	送信する方式によるもの
非暗号型	暗号型	非暗号型	暗号型

※網掛け部分は、平成 24 年著作権法改正による追加。

### (1) 非暗号型と暗号型の技術的手段

技術的手段は、非暗号型と暗号型に大別される。非暗号型の技術的手段は、さらに、フラグ型とエラー惹起型に分類される。

フラグ型は、暗号化されていない著作物等にコピー制御信号（フラグ）を付加し、複製機器側がその信号（フラグ）を検出、反応して複製制御を行う技術的手段である。たとえば、MD 等に用いられる SCMS（Serial Copy Management System）、DVD 等

に用いられる CGMS(Copy Generation Management System)、デジタル録画機器での擬似シンクパルス方式（マクロビジョン）がこれに該当する。

エラー惹起型は、暗号化されていない著作物等に、エラー信号を付加し、当該信号によって機器の既存機能を一方的に誤作動させて、再生や複製等を制御するものである。たとえば、CCCD(Copy-Controlled Compact Disc)、アナログ録画機器での擬似シンクパルス方式（マクロビジョン）がこれに該当する。

暗号型は、コンテンツに信号を付すのではなく、コンテンツ自体を暗号化することにより、非正規機器による再生や複製等から保護する技術である。DVD 等に用いられる CSS (Content Scramble System)、SD カード等に用いられる CPRM (Content Protection for Recordable Media)、Blu-ray 等に用いられる AACS (Advanced Access Content System)、機器間伝送路用に用いられる DTCP (Digital Transmission Content Protection)・HDCP (High-bandwidth Digital Content Protection)、放送用に用いられる B-CAS 方式がこれに該当する。

## (2) 技術的制限手段

不正競争防止法は、コンテンツ提供事業者間の公正な競争を確保することを目的としているので、技術的制限手段は、映像・音の視聴、プログラムの実行、映像・音・プログラムの記録を制限する手段と定められ、コピー管理技術だけでなく、アクセス管理技術をも対象とする。

技術的制限手段該当性が問題となった事件として、東京地裁平成21年2月27日判決(特許ニュース 12503 号 1 項)<マジコン事件>がある。本件では、「ニンテンドーDS」等の本体および「DSカード」に用いられる仕組みが、技術的制限手段に該当し、いわゆる「マジコン」と称する装置が技術的制限手段を無効化する機能を有するか否かが問題となった。DS本体は、DSカードを挿入するスロットを有し、DSカードを挿入すると、DSカードに記録されている特定信号を受信した場合のみ、それぞれの信号ごとに特定の反応をして、DSカードのプログラムを実行するものであるが、DSカードに格納されているゲームソフトを複製しても、特定信号は複製できるが、特定信号の機能は再現できず、プログラムの複製物は、DS本体において使用することはできない。このように、DS本体とDSカードは、組となって、特定信号を使用してプログラムの実行を制限し、視聴等機器が特定の反応をする信号をプログラム等とともに記録媒体に記録する方式のうち、その信号を検知した場合にプログラム等の実行を可能とする方式（検知→可能方式）によって、プログラムの実行を制限している。この検知→可能方式のほか、その信号を検知した場合にプログラム等の実行を制限する方式（検知→制限方式）もあり、本件では、技術的保護手段には検知→可能方式も含まれるかが問題となった。本裁判例は、「不正競争防止法2条1項10号の立法趣旨と、無効化機器の1つであるMODチップを規制の対象としたという立法経緯に

照らすと、不正競争防止法2条7項の『技術的制限手段』とは、コンテンツ提供事業者が、コンテンツの保護のために、コンテンツの無断複製や無断視聴等を防止するために視聴等機器が特定の反応を示す信号等をコンテンツとともに記録媒体に記録等することにより、コンテンツの無断複製や無断視聴等を制限する電磁的方法を意味するものと考えられ、検知→制限方式のものだけでなく、検知→可能方式のものも含む」と判断し、DS本体とDSカードに用いられる仕組みは技術的制限手段に該当すると結論づけた。マジコンは、DSカードに格納されているプログラムの複製物をDS本体で実行できるようにするために、DSカードを普通に複製しても再現できない特定信号の機能を補うものであるが、裁判所は、このように使用されるマジコンは、不正競争防止法2条1項10号の技術的制限手段を妨げる機能を有する装置に該当すると判断し、同号に基づく差止請求を認容した。

### (3) 技術的保護手段

不正競争防止法がコピー管理技術とアクセス管理技術とを区別することなく規制対象とするのに対し、著作権法は、著作権者人格権・著作権・実演家人格権・著作隣接権を侵害する行為の防止または抑止をする手段、すなわち、コピー管理技術のみを規制対象とし、著作物等の視聴を制限する手段、すなわち、アクセス管理技術は規制対象としない。

平成11年改正法により技術的保護手段に関する規定が設けられた当初、暗号型の技術的手段は、アクセス管理技術と捉えられ、著作権法で規制される技術的保護手段は、非暗号型の技術的手段のみを規制対象としていた。しかし、規制対象を非暗号型の技術的手段に限定すると、DVDやBlu-rayに用いられている暗号型の技術的手段は規制対象とならないため、著作権保護の実効性が確保できないとの問題が指摘されていた。

平成24年著作権法改正では、規制対象となる技術的保護手段の範囲を拡大し、従来から規制対象となっていた非暗号型の技術的保護手段に加え、新たに暗号型の技術的手段も技術的保護手段の対象に加えた(2条1項20号)。これは、アクセス管理技術であってもコピー管理技術を有効に機能させるための技術として用いられているものがあり、このような技術はコピーコントロール機能とアクセスコントロール機能を併せ有するものと評価できるので、著作権法上の技術的保護手段と位置づけるべきであると考えられたことによる。

著作権法2条1項20号は、規制対象となる技術的保護手段について、「著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く」と規定する。これは、技術的保護手段が、著作権保護を確保するために規制されていることによる。

## 3 規制される行為

不正競争防止法 2 条 1 項	
10 号	11 号
営業上用いられている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置若しくは当該機能を有するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を	他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置若しくは当該機能を有するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を、当該特定の者以外の者に
譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為	

## 刑事責任

不正競争防止法 21 条 2 項 4 号	著作権法 120 条の 2
不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第 2 条第 1 項第 10 号または第 11 号に掲げる不正競争を行った者	技術的保護手段の回避を行うことをその機能とする装置若しくは技術的保護手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為をした者（1 号）
	業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者（2 号）
5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する	3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、またはこれを併科する

## (1) 不正競争防止法により規制される行為

不正競争防止法においては、技術的制限手段回避装置またはプログラムの提供行為を規

制対象とするものであり、個々の技術的制限手段の無効化行為を規制対象とするものではない。

平成23年改正により、技術的制限手段回避措置等に係る規制が強化された。改正前の同法2条1項10号・11号は、技術的制限手段の効果を妨げることにより無断コピーや無断視聴を可能とする機能「のみ」を有する装置または当該機能「のみ」を有するプログラムが対象となっていたが、改正により「のみ」要件は削除された。

また、これら機能を有する装置には、当該装置を組み込んだ機器のほか、当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。このうち、部品一式で容易に組み立てることができるものが規制対象となることは、平成23年改正により追加された(10号、11号)。

また、平成23年改正前は、回避機能のみを有する装置またはプログラムが規制対象であったため、回避機能とその他の機能を併せて有する装置等は規制対象外であった。平成23年改正法により、「当該装置または当該プログラムが、当該機能以外の機能を併せて有する場合」であっても、「映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うもの」は、規制対象とした(10号、11号)。

ただし、いわゆる無反応機器と呼ばれるコンテンツに付された技術的制限手段を検知しない機器については、規制対象とならない。

10号および11号に該当する行為によって、営業上の利益を侵害されまたは侵害されるおそれがある者は、民事上の差止請求を行うことができ(3条)、故意または過失によりこれらの行為により営業上の利益を侵害した者に対して損害賠償請求ができる(4条)。

さらに、平成23年改正法は、不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第2条第1項第10号または第11号に掲げる不正競争を行った者に対して、刑事処罰を可能とし、技術的制限手段に対する規制を強化した(21条2項4号、22条)。

不正競争防止法には適用除外があり、技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる不正競争防止法2条1項10号および11号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を、譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、または当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為については、民事上または刑事上の制裁の対象にならない(不正競争防止法19条1項7号)。

また、平成23年関税法改正により、技術的制限手段回避措置は輸出入禁止品に追加された(関税法69条の2第1項4号)。

## (2) 著作権法により規制される行為

私的使用目的で行われる複製は著作権の権利制限の対象となるが、技術的保護手段の回避行為により可能となりまたはその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実

を知らずに行う場合、その適用除外となる（著作権法 30 条 1 項 2 号）。したがって、不正競争防止法においては、個々の技術的制限手段の無効化行為は規制対象とならないのに対し、著作権法においては、技術的保護手段を無効化して行う個々の複製行為は、複製権侵害として民事上違法となる。ただし、刑事罰の対象にはならない。

平成 23 年改正法においては、2 条 1 項 20 号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く）を行うことにより可能となりまたはその結果に障害を生じなくなった複製を、その事実を知らずに行う場合も、規制対象とした(30 条 1 項 2 号)。つまり、私的使用目的で、暗号方式による技術的保護手段の回避により可能となった複製を、その事実を知らずに行う場合も、民事上違法となる。

さらに、著作権法は、技術的保護手段回避装置・回避プログラムの複製物の公衆への譲渡等を行った者（著作権法 120 条の 2 第 1 号）、業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者（同 2 号）に対して刑事罰を科す。1 号にいう回避装置には、当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。また、当該装置または当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。なお、著作権法においても無反応機器は規制対象とならない。

また、著作権法においては、不正競争防止法 19 条 1 項 7 号のような適用除外規定はない。

〔井奈波 朋子〕

以上